平成 28 年度 京都府包括外部監查報告書【概要版】

監査テーマ

「受託事業等に係る財務事務の執行について」

平成 29 年 3 月

京都府包括外部監査人 公認会計士 中野 雄介

1. テーマ	選定理由	1
2. 外部監	査の方法(監査の要点)	1
3. 受託事	「業の概況	1
4. 監査対	t象とした受託事業	2
5. 受託事	I業の分類	2
6. 指摘事	T項及び意見	3
6.1. 指	f摘事項	3
6.1.1.	文化財建造物保存修理にかかる事業費の積算額の妥当性(工賃を中心に)	3
(1)	工賃の見直し	3
(2)	見直し過程の文書化	3
6.1.2.	文化財建造物保存修理の現場における文書管理体制	3
(1)	業務日誌の作成	3
(2)	詳細な進捗管理表の作成	4
6.1.3.	文化財建造物保存修理にかかる契約変更過程の明文化	4
6.1.4.	文化財建造物保存修理にかかる単年度入札方式の改善	5
6.1.5.	経由等事務受託における起案の記載誤り	5
6.1.6.	農道等整備事業における事務費比率の適用誤り及び協定書の誤記	5
6.1.7.	農道等整備場業における請負業者との契約の記載誤り	6
6.1.8.	試験・調査受託等の受託金額の積算基準	6
6.1.9.	試験・調査受託等の受託事業ごとのコスト管理	6
6.1.10.	経由等事務の受託根拠	7
6.1.11.	経由等事務の受託継続の妥当性	7
6.1.12.	道路工事における工事台帳への適時の入力	8
6.1.13.	河川工事における工事台帳の記載方法	8
6.1.14.	河川工事における費用負担額の算定誤り	8
6.2. 意	5見	9
6.2.1.	文化財建造物保存修理にかかる監理費の算出方法	9
622	文化財建造物保存修理における請負業者との契約変更のあり方	9

6.2.3.	文化財建造物保存修理における設計段階での破損状況のより詳細な把握	10
6.2.4.	文化財建造物保存修理にかかる名簿登載業者に対する指導と支援	10
6.2.5.	文化財建造物の保存修理にかかる業者評価制度の活用	11
6.2.6.	文化財建造物保存修理における嘱託員(大工・建具工)の配置場所	11
6.2.7.	文化財建造物保存修理にかかる主任技術者と京都府での受託体制	11
6.2.8.	文化財建造物保存修理の事業における事務のあり方	12
6.2.9.	文化財建造物保存修理にかかる専門技術(者)の継承と育成	12
6.2.10.	文化財建造物保存修理(専門家集団)における効率性と透明性の確保	13
6.2.11.	文化財の保存と活用	14
6.2.12.	建設交通部における積算システムと支援システムの非連動	14
6.2.13.	城陽排水機場の活用可能性	14

京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

1. テーマ選定理由

京都府では、厳しい行財政環境を踏まえ、業務の効率化を進めつつ、サービスの質の向上を図る観点から、様々な事務事業に外部委託が導入されている一方で、文化財建造物の保存修理受託事業をはじめ、他の地方公共団体や法人等からの事務事業の受託も行われている。外部委託については昨年度の包括外部監査のテーマとしており、外部委託の拡大に加え、さらに効率的な仕事のやり方にも着目した検証・提言を行っている。

外部委託と同様に、当該受託事業についても効果的かつ効率的に行われているか、また、事業の執行に際し、透明性や客観性が確保されているかを検証する必要があると考える。併せて、当該受託事業と同種・同質と考えられる事業との比較検証を行う等、大局的な観点から検討を行うとともに、業務の一層の効率化にも着目した提言を行いたい。

2. 外部監査の方法(監査の要点)

- ・契約事務が法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか。
- ・事業の執行に際し、透明性、客観性、経済性の観点から内部統制が機能しているか。
- ・契約金額の積算は十分な根拠に基づき適切に算定されているか。
- ・さらに効果的かつ効率的な事業内容にならないか。

3. 受託事業の概況

京都府の各部局における最近5年間の受託事業の状況は以下のとおりである。

【表 1.1】京都府の最近 5 年間の部局別受託事業の状況

(単位:千円)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
983	1,207	1,075	945	1,079
		48,036		
634	689	655	656	699
29,756	28,906	27,892	28,670	29,309
1,710	966	1,097	1,558	1,373
165,220	123,452	154,188	97,030	78,266
235,621	243,016	111,557	127,001	167,652
1,881,872	2,290,208	2,031,111	2,013,700	1,480,676
			9,911	13,559
2,318,796	2,691,444	2,378,611	2,282,472	1,775,613
	3,000 983 634 29,756 1,710 165,220 235,621 1,881,872	3,000 3,000 983 1,207 634 689 29,756 28,906 1,710 966 165,220 123,452 235,621 243,016 1,881,872 2,290,208	3,000 3,000 3,000 983 1,207 1,075 48,036 48,036 634 689 655 29,756 28,906 27,892 1,710 966 1,097 165,220 123,452 154,188 235,621 243,016 111,557 1,881,872 2,290,208 2,031,111	3,000 3,000 3,000 3,000 983 1,207 1,075 945 48,036 634 689 655 656 29,756 28,906 27,892 28,670 1,710 966 1,097 1,558 165,220 123,452 154,188 97,030 235,621 243,016 111,557 127,001 1,881,872 2,290,208 2,031,111 2,013,700 9,911

各年度の受託事業の金額は 20 億円前後で推移しており、そのほとんどが教育委員会文化財保護課による重要文化財建造物の保存修理の受託であり、全体の約85%を占めている。教育委員会を除くと農林水産部、建設交通部で1億円を超える受託事業があるものの、その他の部局においてはどの年度もその金額は僅少で、その他の部局の全てを併せても全体に占める割合は数パーセントとなっている。

4. 監査対象とした受託事業

教育委員会、農林水産部、建設交通部の所管する受託事業

5. 受託事業の分類

京都府における受託事業をその事業の性質によって分類すると大きく以下の4つに分類できる。

- ①文化財建造物の保存修理受託のように文化庁の補助金交付要綱により文化財所有者が京都府(滋賀県、奈良県)に補助事業の委託をするよう申込みが義務づけられているもの
- ②試験・調査受託のように委託元の誘引に基づくが、法令等により京都府(都道府県)に委託できる 旨の定めがある等、実質的に京都府が受託せざるを得ないもの
- ③競争的資金の獲得による研究受託のように京都府が積極的に受託することで、研究の充実・高度化 が図られるもの
- ④道路工事や河川改修等京都府が受託することにより市町村等の委託元の負担が軽減され全体として 経済的かつ効率的な事業となるもの

6. 指摘事項及び意見

6.1. 指摘事項

6.1.1. 文化財建造物保存修理にかかる事業費の積算額の妥当性(工賃を中心に)

(1)工賃の見直し

文化財建造物の保存修理を効果的かつ経済的に行うためには、保存修理にかかる総事業費の積 算額が妥当な水準であることが不可欠である。

この点につき、伝統的建築技術を要するはずの大工等の職人にかかる積算単価については、一般的な公共工事における工賃単価が積算単価に近付いて同額程度になるまで調整がなされず、工賃単価上昇局面においては見直し方針がやや消極的に見受けられる。

伝統的建築技術を有する職人の育成・確保のためには、参考単価を尊重しつつ、公共工事の工 賃単価に一定程度連動させるなど、迅速に対応すべきである。

(2)見直し過程の文書化

工賃単価見直しの検討は毎年度開始前に実施されており、直接材料費の単価についても一部年 度開始前に見直しが行われる場合があるが、それらの検討経緯は文書化されていない。

また、工賃の積算基礎となる修理種別ごとの標準工数は、業者要望積算資料を参考に、あるいは長年にわたる修理の積み重ねによる実績値に基づいて算定されているが、積算工数を決定した経緯に係る証跡は残されていない。

京都府方式による文化財保存修理の仕組みでは、受託から設計監理及び請負業者の入札・選定に至るまでの一連の重要な業務が京都府に集中しているため、積算過程の明瞭化には特に配慮すべきである。京都府が行った判断の妥当性を担保し、今後の見直しの際の客観的資料とする意味でも検討経緯を明確に記した根拠資料を文書化すべきである。

6.1.2. 文化財建造物保存修理の現場における文書管理体制

(1)業務日誌の作成

保存修理現場においては、作業の中で発見したことについては「調査野帳」に、工事の作業工程等は「作業日報」に記録し、発生した課題とその対処方法・解決策については、京都府が様式等を指定した「工事打合せ簿」に必要に応じてまとめることになっている。

しかしながら、現場で作成・保存されている資料では発生した問題や課題、それらの対処方法 について把握しづらい状態である。

保存修理の全ての現場において、現場担当主任は的確な「業務日誌」を作成し、業務の進捗管理と工事経過の記録保存に努め、都度組織で情報を共有するとともに文化財保護課としてよりわかり易く業務の説明責任を果たすべきである。

(2)詳細な進捗管理表の作成

保存修理の現場には、短期間に区切った詳細な進捗管理表が、必要な場合を除き、作成されていない。年間工程表、請負工事ごとの工程表は作成されているが、それらをもとに工事が適正に 進捗したかどうかを確認できるものになっていない。

予算と期限がある以上、定められた期限内にもっとも低コストで効率的に作業が完了するよう 管理するためには、短期間ごとに定められた詳細な進捗管理表が必要である。

現場担当主任は、工事期間全体を通じた進捗管理表をもとに、現場の状況に応じた短期間に区 切った詳細な進捗管理表を作成する等、工事が適正に進捗していることを確認できるよう管理すべきである。

6.1.3. 文化財建造物保存修理にかかる契約変更過程の明文化

保存修理事業においては様々な要因で工期が延期される場合がある。工期延期の原因が請負業者にある場合には契約額の増額は行わず、京都府から仕様変更や追加工事の指示があった場合は 契約額の増額を行うことがある。

しかし契約額の増額のない工事の中には、当初想定以上の損傷により補修に期間を要する等の 理由で工事延期の原因が請負業者のみにあるとは判断できないものもあった。京都府と請負業者 で協議した経緯を記した資料は特にないとのことである。

変更契約は京都府と請負業者との合意によるものであるが、合理的な判断のもと適正に契約変更されていることを証するため、協議の経緯を記した証跡を残すべきである。

6.1.4. 文化財建造物保存修理にかかる単年度入札方式の改善

長期にわたる保存修理の入札が単年度ごとに行われると、たとえ毎年同じ業者が受注したとしても、契約等に時間がかかるのでタイムラグが発生する。実際、毎年4月、5月は請負工事がほとんどなく、長期的に見れば非効率が生じていると言える。

長期にわたる文化財建造物の保存修理事業の工事業者の選定方式は、各工事期間に合わせたものに変更することが合理的であり、長期工事については、原則として単年度による入札及び契約方式を再考すべきである。

6.1.5. 経由等事務受託における起案の記載誤り

畜産振興補助事業補助業務において、起案に保存年限の誤記が見られた。この起案は起案者を 含め押印者は6名となっている。

6名も関与していながら誤記に気が付かないということは、現状のシステムにも問題があるのではないだろうか。チェックリストを作成し注意喚起をする等のシステム面の改善をすべきである。

なお、これはサンプル調査の結果、検出された事項であり、包括外部監査では全受託事業の確認は行っていないので、他の受託事業についても誤記がないか点検すべきである。

6.1.6. 農道等整備事業における事務費比率の適用誤り及び協定書の誤記

事務費については、平成23年建設交通部長通知で定められた「工事費×1/30(5%×2/3)」を適用すべきところ、木津川市と締結した協定書によると昭和45年土木建築部長通知に基づき「工事費×5%(所定率)×3分の2以内」としている。しかし昭和45年土木建築部長通知には「公共補助事業所定率の3分の2」と定められており、「以内」とは定められていない。

また実質的にも平成25年度、平成26、27年度の事務費は公共補助事業所定率の3分の2にはなっていない。

木津川市との協定については実質的にも形式的にも不備があり問題である。以後の受託事業については平成23年建設交通部長通知に従って協定を締結し、事務費を工事費×1/30(5%×2/3)とすべきである。

6.1.7. 農道等整備場業における請負業者との契約の記載誤り

工事の受注業者との間の変更契約書に誤りがあった。具体的には、平成27年8月24日付で変更契約書には529,200円の請負金額の減額と記載されているが、実際は、対応する京都府内部書類である履行確認調書に記載のとおり529,200円増額されていた。当たり前のことではあるが、このような記載ミスがあってはならない書類である。

今後はこのようなミスが起きないようなチェック体制を再構築すべきである。

6.1.8. 試験・調査受託等の受託金額の積算基準

試験・調査受託及び経由等事務受託の受託金額を積算するに当たって、京都府には積算に関する規定(算定基準)がなく、現状では委託元が提示してきた金額でそのまま受託されている。

受益者に実費等の応分負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受 託金額の設定が恣意的にならないように、その事業の実態に即した受託金額の積算に関する規定 を設けるべきである。

その上で、委託元の提示額が積算金額を大きく下回るような場合には、受託料の値上げ要請を 行う等の対応が必要である。また、当該受託事業に京都府として受託しなければならない法的根 拠がない事業については、コスト比較をした上で京都府行政としてのメリット等がない場合には、 受託しないという選択も検討すべきである。

6.1.9. 試験・調査受託等の受託事業ごとのコスト管理

京都府においても民間企業と同様に経営資源の限界や制約があるため、最小の支出で最大の効果を得られることが求められる。そのためにはコスト管理が重要となる。

また、受託金額の積算を行う上でも、実際に生じたコストを把握することは不可欠である。

研究受託については、消耗品等一定のコスト管理は実施されているが、人件費は管理されていない。試験・調査受託や経由等事務受託については、人件費はもとより経費に関してもコスト管理されていない案件も散見された。

各受託事業のコスト管理をする上で、人件費は他の支出に比して極めて大きな部分を占めるため、コスト管理において重要な要素となる。また固定資産も取得時に多額の支出をすることが多く、減価償却費の計上等、その管理が重要である。

人件費について、各受託事業の実績報告書や受託帳簿等を確認すると、臨時職員(アルバイト)

の賃金、通勤手当、社会保険料は計上されているが、職員の人件費は配賦計上されていない。

各受託事業へ人件費を適正に配賦するためには、日々の業務内容を正確に管理する必要がある。 そのためには各職員が業務日報を付け、どの受託事業にどの程度の時間を要したか、また、事務 処理等の時間をどの程度要したのかを把握すべきである。

しかしながら現在は、農林水産部だけではなく、京都府の全庁で業務日報を付けていないと仄聞している。なお、人件費の配賦については、平成17年度京都府包括外部監査報告書でも触れられており、この報告書が提出されてから約10年が経過しているが、状況は変わっていない。

6.1.10. 経由等事務の受託根拠

経由等事務の受託根拠として京都府から提示された法令等は、委託元が京都府に対して委託を する根拠や委託元の業務内容の説明であり、京都府が受託する根拠ではないものが大半であった。 その事業について京都府が受託すべきことを法令等では定められていないにもかかわらず、受 託することを京都府が選択したのであれば、その事業を受託する根拠として京都府にとっての効 果を検討すべきである。

京都府にとって負担となることでも京都府民に恩恵があるならば、京都府として実施すべき場合もあるが、少なくとも受託することによる費用対効果を測定すべきであり、仮に、費用対効果がない場合には、その事業によって京都府が恩恵を受けていることを客観的データを用いる等して、できるだけ明確にしておくべきである。

6.1.11. 経由等事務の受託継続の妥当性

経由等事務受託はいずれの受託事業も契約期間は1年であるが、多くの受託事業は次年度以降 も継続しており、大半がいつから受託を始めたのか不明なほど長期間継続して受託している。

しかし、受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、その事業の実態に即した受託金額の積算に関する規定を設け、本当にその受託金額で妥当なのかを検討する必要がある。

さらに、その事業を受託した結果、本当に京都府民のためになっているのかを踏まえ、委託元とも十分に協議をした上で、継続して受託するかどうかを検討すべきである。

6.1.12. 道路工事における工事台帳への適時の入力

物部梅迫停車場線の受託工事の内訳においては、受託部分の工事台帳に契約額ではなく設計額で入力し請負率が反映されていない状態であり、実際の工事契約に基づく受託部分の更新入力を失念した結果、施工業者への前払金部分の請求において、綾部市へ実際契約金額ベースでなく設計金額ベースの過大な請求額を伝えていた。

本件は年度末の実際請求時に判明したが、綾部市の予算の関係上、翌年度の工事完成後に精算することで合意したとのことである。工事完成後は適切な金額で綾部市と精算されているが、工事台帳への入力を適時に行い、早期にチェックを行うことで上記のようなミスを避けるべきである。

6.1.13. 河川工事における工事台帳の記載方法

煤谷川の川原橋架替工事においては、受託部分の工事台帳の最終設計額が21,751,770円であるにもかかわらず、契約額は23,917,175円と記載されている。これは過年度の測量調査費の繰越精算額2,879,088円が追加されたためであるが、台帳記載の工事業者と契約していない金額を工事台帳に加算するのは違和感がある。

契約額が設計額を超えている状態は正常とは考えにくいため、明瞭な記載ルールを検討すべきである。

6.1.14. 河川工事における費用負担額の算定誤り

京都府は取付護岸工事の橋梁接着部は旧橋の(有効幅員+地覆)と拡幅巾とで算定することとしている。しかし、佐濃谷川の橋ノ坪橋架替工事における取付護岸工事(接着部)の費用負担割合では、旧橋の有効幅員 1.7 と、それからの拡幅巾 2.3 を用いている。正しくは(有効幅員+地覆) 2.0 と拡幅巾 2.0 とで算定するべきであった。

この結果、当方算定によれば、京丹後市の負担額は154千円過大であったと考えられる。なお、 算定結果については現在河川課にて精査中である。

昭和 43 年の建設省三局長通達等は存在しているものの、条件によって費用負担の算定方法は 微妙に異なり判断が難しい。土木事務所間での算定が異ならないよう、また、職員の異動で算定 が変更しないよう、分かり易いガイドラインを策定するべきである。

6.2. 意見

6.2.1. 文化財建造物保存修理にかかる監理費の算出方法

受託額のうち京都府の修理技術者の業務相当額とされる監理費は、総事業費に監理料率を乗じる方法によって算定している。この監理費の計算式は京都府と文化庁との協議で決定されている ため、京都府の一存では計算方法を変更できないが、この方法には以下の問題がある。

- i.総事業費は小さいが修理技術者の関与が一定必要な工事と、総事業費は大きいが修理技術者の 関与はそこまで多くならない工事との間で、不公平の問題がある。
- ii.修理技術者の人件費実額との差額により京都府に利潤や損失が生じている。決算上の整理では、「監理費の一部は受託部門共通で必要とされる物品購入に充て、残りを人件費に充てている」とされており、監理費が適切に使用されたか否か不明瞭となっている。
- iii.修理技術者の人件費も含めた修理案件ごとの収支状況を十分に把握していないため、原因分析 と改善対応が実施されていない。

上記問題を解消し、適切な工事管理を行うためには、修理技術者へ実際に支給した人件費をも とに監理費を算定するべきと考える。もし、それが困難な場合でも事後的には修理対象ごとに、 所有者に請求する監理費と、京都府の実質的な人件費を比較分析することが必要である。

文化庁と決めた監理費計算式も、収支差額が多額とならない前提と思われるため、修理技術者 の作業に対する報酬見合い総額と監理費収入の収支差額が大きくならないような算出方法を今 後文化庁との協議の中で進められたい。

6.2.2. 文化財建造物保存修理における請負業者との契約変更のあり方

国指定文化財の保存修理事業の受託において、請負業者との契約に関して契約額の増額を伴う変更契約を締結する場合、実際増加金額に当初落札価格/当初積算価格の傾斜をかけた額を追加支払額としている。

しかし、契約額の増額は当初予定していた以上の追加修理の発生や、想定以上の修理工数が生 じたこと等を原因とすることから、追加修理にかかる金額を新たに積算する必要がある。

この場合、必ずしも請負業者の積算(落札価格)は、当初修理にかかる落札の水準と同程度になるとは限らず、場合によっては早急に修理工員を招集するための追加コストを負担する可能性

もある。文化財の保存修理事業については、その特殊性に配慮して、契約額の増額に際して機械 的に傾斜をかけるのではなく、京都府の積算価格をもって決定することが望ましい。

6.2.3. 文化財建造物保存修理における設計段階での破損状況のより詳細な把握

文化財の保存修理では、解体後に予期せぬ破損状況であることが判明した場合、修理開始後に 工期の延期を余儀なくされるケースがある。この場合、文化財建造物所有者や請負業者に負荷を かけてしまうことから、解体前の設計段階において破損状況の把握精度を向上させることが必要 である。

この点について京都府も問題意識を有しており、破損状況の把握精度を向上させる方法として 以下の見解を述べているが、まだ検討段階であることから早急に議論を進めて対応に着手された い。

京都府の見解

- ・京都府の研究機関及び大学等との連携による調査体制を整える
- ・定期的に経年劣化等台帳整備と修理計画作成業務を充実させていく
- ・実施については検討を行い、関係機関との調整が必要

6.2.4. 文化財建造物保存修理にかかる名簿登載業者に対する指導と支援

平成25年度から27年度までの3年度の落札結果を調査したところ、毎年、相当額で落札し受注している業者がある一方で、この期間1度も落札していない業者もある。また、この期間に落札しているが1年度だけであったり、複数年度落札しているが落札金額が年度により大きく異なるという業者もある。

工事業者は、厳格な基準をクリアして京都府から承認されたもので、文化財建造物の保存修理 事業において重要な一翼を担う貴重な存在である。名簿登載業者による伝統技術の伝承は文化財 建造物の保存修理にとって重要な事項である。

京都府として、入札登録業者の2年に一度の更新において、技術面の確認だけではなく、伝統 技術の継承・発展のために十分な指導と支援をされたい。

6.2.5. 文化財建造物の保存修理にかかる業者評価制度の活用

京都府には工事を落札した業者を評価する制度があり、文化財建造物の保存修理事業においては教育委員会文化財保護課が評価している。業者の評価は落札した全事業者に対して落札した工事ごとに行われる。

文化財保護課における評価担当者は、まず工事の主担当が全項目を評価し、ほか複数名がそれぞれ評価項目の一部を評価している。平成27年度の評価工事数は48工事である。

この評価結果は、京都府の入札資格審査に活用することを目的としているので、文化財保護修理には直接役立つ内容ではない。しかし、業者に対し工事全般を評価したものであるので、この 結果を文化財保存修理の請負業者の工事に係る品質管理等の指導に有効に活用されたい。

6.2.6. 文化財建造物保存修理における嘱託員(大工・建具工)の配置場所

京都府では、木工事は文化財建造物の根本修理を行う上で根幹となる技術であり修理の要であることから技術を伝承するため、大工を直接雇用している。一方で、直近3年度において嘱託員(大工・建具工)が全ての修理対象に配置されているわけでなく、嘱託員(大工・建具工)が実施する木工事は一部の修理に偏っている。そして嘱託員(大工・建具工)が配置されていない修理対象にかかる木工事は請負業者に委託されている。

しかし、文化財建造物をより安全に将来へ保存・継承するためには、全ての修理対象に嘱託員 (大工・建具工)を配置することが望ましい。

そのためには、現状の大工人員を前提とするならば、嘱託員(大工・建具工)の配置場所を全ての木工事を対象とするように分散させた上で、不足する部分を請負業者との協力体制によりカバーする体制にすることも考えられる。その結果、文化財建造物の根幹工事である木工事の技術を網羅的に確実に伝承することが可能となるばかりか、木工事に係る文化財建造物所有者に対する費用負担の公平性も担保できる副次的な効果も得られることになる。

京都府として、より充実した嘱託員(大工・建具工)の修理対象に係る配置を検討されたい。

6.2.7. 文化財建造物保存修理にかかる主任技術者と京都府での受託体制

国指定文化財建造物の保存修理事業を受託できる府県は、京都府、奈良県、滋賀県であり、それぞれが独自に専門技術者を擁しており、各地域において保存修理工事を実施している。その他の都道府県については、主に公益財団文化財建造物保存技術協会が受託し設計監理業務等を行っ

ている。

京都府においては、明治30年(1897年)「古社寺保存法」の施行以来、1世紀を超える文化財 建造物の保存修理の実績があり、その知識や経験が蓄積されており、また、京都府は、数多くの 国宝を含む重要文化財等を有している。このような特殊な環境下にあって、全国一律でなく、京 都府独自の体制をとることは国にとっても一定の意義があり京都府にとっては効率的である。そ こで、京都府としては現体制を維持しつつも、京都府において蓄積した知識や経験を先頭に立っ て、他の都道府県との協働や連携に生かされたい。

6.2.8. 文化財建造物保存修理の事業における事務のあり方

国にも京都府にも指定されていないが、文化的・歴史的価値が認められる未指定の文化財について、京都府では「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」と「京都府社寺等文化資料保全補助金」の2つの補助金制度を設けている。この2つの補助金制度については、文化スポーツ部文教課が所管している。

一方で、未指定文化財と同様に補助金の交付のみの対応で受託事業として取扱わない京都府指定・登録文化財については教育委員会文化財保護課が所管している。これは、制度創設の歴史的経緯や制度の趣旨を踏まえて担当課が分かれているのであって、文化財の観光への活用等の地域振興やふるさと納税等の文化財修理に要する財源確保のための施策等には適している面もある。

しかしながら、未指定文化財の対応について、文教課だけで事務が完結するわけではなく、文 化財保護課の協力、助言のもと事業を進めている事実があり、文化財保存修理受託事業をはじめ 文化財の知見は圧倒的に文化財保護課に集積している。

したがって、両制度の経緯や成果、運用の面から京都府の文化施策全体の視点で調整及び一定 の法令手続が必要であるものの、効果的な事業実施と事務の効率化の観点から、未指定の補助金 交付窓口を教育委員会文化財保護課に一本化する等、業務のあり方について検討されたい。

6.2.9. 文化財建造物保存修理にかかる専門技術(者)の継承と育成

京都府は、修理技術者19名、宮大工13名を直接雇用するという文化財保護に関して全国随一の体制をとっているが、無数にある文化財を保存修復していくには物理的に限界がある。

京都府では、近年、文化財を取り巻く状況が災害の頻発化等により、破損や劣化、滅失・流出の危険度が上昇していることから、文化財保護条例を一部改正し、基礎的な調査の結果、一定文

化財の価値があるものを新たに暫定登録する制度を創設し、文化財保護制度の裾野を拡大しよう としている。また、政府は観光立国を標榜し、新たな目標を設定し、その中で観光資源の磨き上 げによる地方創生を掲げている。

これらを踏まえると、修理技術者の養成と確保は喫緊の課題であり、文化財が多い京都府としてはこれらの状況にも対応できるように全国に先駆けてさらに京都府における修理技術者、嘱託員(大工・建具工)を充実させるとともに入札に参加できる名簿登載業者を増やしていく等、多くの専門技術者を養成し確保すべく何らかの方策を講じられたい。

6.2.10. 文化財建造物保存修理(専門家集団)における効率性と透明性の確保

文化財の保存修復の現場では、大変緻密で高度な技術が要求されるだけでなく、文化財に対する深い知識と百年先を見通す眼力(見識)が必要となる。また、予算や専門家の数が限られている中で、無数にある文化財を緊急性や重要度の高いものから順序良く、補修復元していく事業には、その体制に信頼と安定が求められると同時に新たな発見や不測の事態にも対応できる柔軟性が求められる。その点、京都府における文化財保護事業は、京都府が事業の主体となることでこれらの諸要素を担保しており、文化庁、京都府、文化財所有者、文化財関連事業者を含む職人集団との密接な関わりを通して、文化財保護における高度な知識と専門性が長年にわたり関連当事者の間に蓄積継承されてきた。

しかし、京都府では教育委員会が設計監理と修理事業等の適正性のチェックの両方を行っている。すなわち同一組織が事業と管理運営をしているため、外から見るとチェック機能が十分に働いていないとの疑義が生じる。専門家集団の技量を最大限引き出して効率的な業務を推進することと馴れ合いの抑制を両立させるためには、計画、実施、完成の各段階で第三者による検証をする等のチェック体制を構築し、より良い文化財行政を追求すべく文化財行政に対する客観(批判)的態度を常に持つべきである。

例えば、①審議会に部会を設置して審議会委員による直接チェックを実施する、②現在、工事によって任意で設置している「修理委員会(所有者、学識経験者、行政で構成)」について、設置基準(根本修理や現状変更の有無等)を設け、当該委員会による定期的なチェックを実施する等の措置が取れないか検討されたい。

その際、決して書類上の事務的なチェックにしてはならず、技術的に適正なチェックができる ように留意されたい。

6.2.11. 文化財の保存と活用

文化財保護法の第1条、文化財保存事業費関係補助金交付要綱の第2条では、文化財の保存だけでなくその活用についても言及している。この点、京都府では可能な限り保存修理の現場公開を行うことで、普段は見ることのできない文化財建造物の内部構造や修理現場の状況を府民に知ってもらうようにしている。この活動は文化財保護に関する普及啓発に大いに貢献しているものとして評価できる。

一方で修理完成後の活用については、所有者任せで、どちらかというと所有者の活用に関する 要望について受け身で対応しているように思う。

京都府の受託業務においてはその調査業務にも十分な時間をかけて保存について慎重な検討を重ねているのだから、この調査結果を保存だけでなく活用を図るためにも大いに利用されたい。

6.2.12. 建設交通部における積算システムと支援システムの非連動

建設交通部の主要な業務システムは大別して2つあり、入札する工事費を積算する積算システム(技術用)と、契約・検査・請求事務を支援し工事台帳を作成管理する支援システムがある。 一方で実際の工事契約は予算と関連するため、会計課所管の統合財務システムで編成・管理・決算を行っている。

このため現状は、積算システム入力→予算内訳を各担当が作成→支援システム入力となっており、積算システムと支援システムは連動していない。

受託事業部分の工事台帳入力がなおざりになった一因とも言え、適時性・正確性や効率性を確保すべくシステム間の連動を図ることが望まれるが、限られた予算の中では費用対効果や予算優先順位もある。現状は複数チェックの徹底・スケジュール化を図り受託事業部分についても放置とならないよう留意しつつ、将来定なシステム更新の際にはシステム間の連動も検討されたい。

6.2.13. 城陽排水機場の活用可能性

古川水系の改修事業は昭和 60 年度に策定された計画に基づいているが、平成 24 年度の京都府南部豪雨のような近年の温暖化に伴う雨量増は元々想定されていない。京都府は特別緊急事業として河川改修を急いでいるが、あくまでも昭和 60 年度計画を忠実に守る範囲で、工事を早期化する内容に見受けられる。

深刻な浸水被害が発生した城陽市域においては、京都府が管理する城陽排水機場が存在するものの、古川水量の一部を木津川水系に排水する意味合いしかなく、接続する古川の流量計画 120 ㎡/s に対して排水能力は 15 ㎡/s に留まっている。仮にこれを増強して中流地点から大きく排水することができれば、名木川合流地点や井川合流地点における古川の水量を大きく減じることができるのではないかとも考えられる。しかし、城陽排水機場の能力を増強する費用や、それにより古川水系の豪雨時流量をどれだけ減ずることができるのか、現時点では試算検討されたことがない。

治水対策は自然流下を原則とする京都府の考え方は首肯でき、昭和 60 年度計画を進めること が最も重要であることについては言をまたないが、それに加えて補助的機能として、城陽排水機 場の能力増強による費用対効果も検討されてみては如何だろうか。その検討結果によっては今後 の河川改良事業(それに伴う受託事業)の方向性が変わる可能性もあるため、検討の際は城陽市 や宇治市を交え協議・相談されたい。

以上